

◎新潟県訓令第5号

本 庁
地 域 機 関

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の一部を改正する訓令を次のように定め、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の一部を改正する訓令

(新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正)

第1条 新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令(昭和39年3月新潟県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第9号様式及び第16号様式の1中「㊦」を削る。

第16号様式の2中「㊦」を削る。

(建設工事執行規程の一部改正)

第2条 建設工事執行規程(昭和49年8月新潟県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第48条の見出しを「(支払の請求に関する調査)」に改め、同条第1項中「に記載された請求金額の前又は後にその私印を押印して、これ」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「証明」を「調査」に、「ものとし、前項の規定は、代決をする職員の私印の印鑑について準用する」を「ものとする」に改め、同項を同条第2項とする。

(新潟県財務規則に規定する帳票その他の書類の様式指定の特例等の一部改正)

第3条 次に掲げる訓令の規定中「㊦」を削る。

(1) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)に規定する帳票その他の書類の様式指定(平成5年3月新潟県訓令第7号)の特例(昭和59年3月新潟県訓令第13号)第8号様式

(2) 新潟県庁ヘリポート管理規程(昭和60年11月新潟県訓令第29号)別記様式

(3) 新潟県流域下水道事業財務規則(令和2年新潟県規則第34号)による帳票その他の書類の様式(令和2年6月新潟県訓令第17号)第9号様式、第10号様式及び第14号様式

(新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正)

第4条 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成5年3月新潟県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第22号様式の2から第24号様式まで及び第38号様式中「㊦」を削る。

第95号様式中

	口座 振替 申込 印	
--	---------------------	--

を

に改める。

第100号様式、第102号様式及び第103号様式中「㊦」を削る。

第107号様式及び第114号様式中「印」を削る。

第121号様式中「㊦」を削る。

(新潟県財務規則第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正)

第5条 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成7年3月新潟県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第27号様式中「調査者職氏名印」を「調査者職氏名」に改め、「㊦」を削る。

(新潟県基幹病院事業財務規則による帳票その他の書類の様式指定の一部改正)

第6条 新潟県基幹病院事業財務規則(平成21年新潟県規則第56号)による帳票その他の書類の様式(平成21年11月新潟県訓令第28号)の一部を次のように改正する。

第16号様式中「㊦」を削る。

第18号様式中「㊦」を削る。

第21号様式中「㊟」を削る。

(新潟県行政文書管理規程の一部改正)

第7条 新潟県行政文書管理規程(令和2年3月新潟県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第22条第3号中クを削り、ケをクとする。

第34条第1項を次のように改める。

施行する文書は、次に掲げるものを除き、公印を省略するものとする。

- (1) 法令等の規定により公印を押すこととされている文書
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公印を押すべき特別の事情があると認められる文書

第71条第6号及び第9号中「㊟」を削る。

別記第5号様式中「公印省略」を削る。

附 則

- 1 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。